

発 言 者	議 事
議 長	〔 5 月 2 5 日 〕 皆さん、おはようございます。
議 長	ただいまの出席議員数は10名であり、定足数に達しておりますので、令和2年第2回厚沢部町議会臨時会を開会します。（10：00）
議 長	これより本日の会議を開きます。
議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
議 長	会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、5番 山田克哉 議員、9番 高田一弥 議員の2名を指名します。
議 長	日程第2 諸般の報告、日程第3 一般行政報告については、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。
議 長	日程第4 会期の決定について、議題とします。
議 長	お諮りします。本臨時会の会期並びに議会運営については、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、委員長から報告を求めることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。
議 長	委員長の報告を求めます。
議 長	中山委員長
議会運営委員長	議会運営委員会の委員長報告を申し上げます。

<p>議 議 議 議 町</p>	<p>本日5月25日、議会運営委員会を開催いたしました。本日をもって招集されました令和2年第1回厚沢部町議会臨時会の運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日1日間とすることに決定しましたので、報告いたします。</p> <p>なお、提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、応答を心がけ、円滑な議会運営を行いますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。</p> <p>お諮りします。本臨時会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。</p> <p>提出案件は、補正予算案1件、契約の締結案2件、財産の取得案1件、専決処分の承認を求める案2件の計6件であります。</p> <p>町長から提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許します。</p> <p>町長</p> <p>令和2年第2回厚沢部町議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつと、提案理由を申し上げます。</p> <p>先ごろ、政府は目安として、直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり0.5人未満とするなど、関西圏3府県の緊急事態宣言を解除し、残りの北海道と首都圏4都県を5月31日まで継続することを決めたところであります。</p> <p>北海道は、新規感染者数が減少傾向にあり、入院感染者も250人を下回るなど、休業要請緩和に向けた基準を達成したとし、石狩管内を除く、他の地域で休業要請がほぼ解除となったとこ</p>
----------------------------------	--

るであります。

これまで各学校の休校や分散登校が実施され、今後の児童生徒への十分な授業時間の確保などが課題となっており、9月入学制度も視野に入れた議論が展開されております。

政府は、コロナ禍の長期化を見据え地方創生臨時交付金の増額や1次補正予算の対策拡充や運用の改善など追加経済対策案を取りまとめ、27日をめどに2次補正予算案を閣議決定する予定であります。

また、ワクチンの開発について専門家から、国内での普及は最短でも翌年以降との見解が示されたところであります。

いずれにいたしましても、政府の迅速な対応と一日も早い感染収束、経済活動の回復を願うものであります。

次に、本臨時会に提案いたします案件は、補正予算案1件、契約の締結案2件、財産の取得案1件、専決処分の承認を求める案2件の、計6件であります。

議案第1号の令和2年度一般会計補正予算につきましては、2千700万円を追加し、予算の総額を50億2千158万9千円にしようとするもので、内容については、新型コロナウイルス感染の影響に伴う中小企業経営安定化奨励金であります。

議案第2号から議案第4号は去る5月20日、それぞれ指名競争入札を行いました防災行政無線施設整備工事、重点道の駅あっさぶトイレ新築建築主体工事、厚沢部町国民健康保険病院オーダリングシステム機器更新の請負契約の締結及び財産の取得についてであります。

議案第2号の防災行政無線施設整備工事請負契約の締結につきましては、桧山・鈴谷特定建設

工事共同企業体、樺電工業 株式会社、タマツ電機工業 株式会社、大倉電気 株式会社の4社が入札した結果、桧山・鈴谷特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 桧山電気工業が1億円で落札いたしました。

議案第3号の重点道の駅あっさぶトイレ新築建築主体工事請負契約の締結につきましては、株式会社 厚峰建設、有限会社 西峰工務店、有限会社 溝口建設、株式会社 厚沢部建設、有限会社 石田建設、株式会社 高橋建設、株式会社 能登谷建設の7社が入札した結果、株式会社 厚峰建設が9千200万円で落札しました。

議案第4号の厚沢部町国民健康保険病院オーダリングシステム機器の財産の取得につきましては、株式会社 エイチ・アイ・ディの1社が入札した結果、4千600万円で落札し、それぞれ仮契約中であり、いずれも本契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号、第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

承認第1号の令和2年度厚沢部町一般会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることにつきましては、国の補正予算成立にあわせて特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金事業実施に伴う経費を計上したものであります。なお、特別定額給付金につきましては、18日から順次支給事務を進めておりますが、約7割の5月中の支給を決定したところであります。

承認第2号の厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び、同法施行令の一部改正に伴い、それぞれ条例の一部を改正したものであります。地方税法、同法施行令は、いずれも令和2年4月30日に施行されたことから、地方自

というふうにも考えますけれども、予算を上回った場合は町単の持ち出しって言うか、そういうことがありうるのか。

三つ目にはですね、審査体制ということでもあります。どのようにこれを進めるのかと、そしてまた事業者も困っているというような部分もあります。期間・日数といった部分ではどの程度を要するのかという部分の三つであります。よろしくお願いいたします。

議 長
農 林 商 工 課 長

農林商工課長

まず一点目の50パーセントの減少実務を使わなかったということでございます。当管内におきまして先般ですね、5月入る前にですね、町内業者につきまして、売上げの状況であるとかそういうものをですね、コロナに関係しまして調査したところでございます。その中の有効回答件数27社あったわけなんですけど、非常にですね、少額の方の方がですね、5割以上の減少率が高いというような状況でございまして、売上げが非常に高い落ち込みをしているところについてはですね、逆に5割までいかないような状況になっております。今回、この要件を設定するにあたりまして、1月から4月の減少額累計が50万円未満の方が10万円、50万円以上100万円の方が30万円、100万円以上の方が50万円というふうに考えたところでございます。

それから、予算が不足したらどうするのかということでございますが、今回あくまでも想定で組んだ予算でございます。予算が不足するような事態になれば速やかに補正を組み対応するっていうふうには考えておりますが、一応不足しないようにこっちの方としては予算措置したところでございます。スケジュールでございますが、この後今回の予算が通りましたら速やかにです

<p>議 長 農 林 商 工 課 長</p>	<p>ね、全事業者に、118件の事業者に対してですね、通知をいたしまして6月中に申請を挙げていただくようなことで考えております。一応6月中には速やかに交付できるような態勢で課が一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>あと佐々木議員が聞いたのは、118業者の状況についての説明と、それと申請書を受けて精査する体制はどのようになっているのかと。あと2件についての答弁をお願いします。</p> <p>一応ですね、交付対象者でございますが、一応医療・飲食・観光・運送・建設・小売り・サービス・自動車・宿泊・製造・葬祭・林業林産というふうな区分で考えております。医療の方は3事業者、飲食の方は16事業者、観光1業者、運送6業者、建設21業者、小売り26業者、サービス15業者、自動車8業者、宿泊2業者、製造12業者、葬祭2業者、林業林産業6業者の118件というふうに考えているところでございます。</p>
<p>議 長 佐 々 木 議 員</p>	<p>審査体制につきましては、当然ながら非常に申請するにあたって業者の方から申請していただくということになっているわけなんです、スピード感をもって2週間ぐらいを目途にですね、届いていないような事業者がありましたら督促等進めながら速やかに6月中の支払いに向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>10番 佐々木議員</p> <p>まず、交付要件の決定と経緯ということで支援は迅速に柔軟に進めるというような厚沢部町の考え分かるんですけども、後ほど審議されます税条例との整合性がとれていないというのが、まず一点であります。</p> <p>次にですね、審査体制というようなことなんですけれども、2週間を目途に進めるよというこ</p>

<p>議 長 農 林 商 工 課 長</p>	<p>となんですけれども、肝心のどういうふうな、どういうスタッフでどういうふうな体制って言うか、どのように審査と言うか、審議はどういうふうにして進めるんだという、そこが見えてこないんですけれども、そこをきちっと説明していただければというふうに思います。</p> <p>農林商工課長</p>
<p>議 長 佐 々 木 議 員</p>	<p>審査体制につきましては、農林商工課商工観光係が中心となりまして審査を進めていく予定でございます。ただし、人員に限りがございますので農林商工課職員一丸となっておりますね、審査についてはあたって参りたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>佐々木議員、先ほど質問の中になりました、この後出てくる税条例と今回の奨励金の交付についての整合性がとれていないということは、具体的に話をしていただければ。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>税条例の方は、パーセンテージ言ってるし、税条例の方はきちっと減少をパーセンテージで示されているんですよ。だけども、今回コロナ対策で緊急性を要するというので迅速柔軟というような部分では理解できるとしても、行政としては整合性と言うかそういうふうな部分、均衡ある政策でないんでないかということをお願いしたいということです。</p> <p>じゃあ、町長どうぞ。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>今回、今農林課長が説明しましたけれども、佐々木議員の方にパーセントでやらないでなんで額なんだという、税法上はあくまでも税に対する物の考え方。それからこの奨励金につきましては、行政の考え方。要するにどういう方法で地域の小規模経営者を助けてあげるかということ、これは税法にこだわるものではありません。したがって厚沢部町は、そして先ほどのお話にありましたパーセントでどうしてやらないのかと、こういうことでありますけれど、今概数、担当の</p>

方でそれぞれ調べておりますけれど、当町におきましては大変いろいろな複雑な問題があります。例えば一つの例を申し上げますと、除雪業者なんていうのは、昨年は大変な除雪があったわけですね。その除雪は毎日稼働して大きな除雪の稼ぎをしたわけですね。だけど今年、去年の冬から今年にかけては雪のない年ですから、どうしたって去年と今年、こんな開きがでるわけ。したがって除雪業者にしてみたら除雪だけを考えるとみんな、それこそ70パーセント、80パーセント減になるわけ。ですからそういう矛盾がでてくるので私どもの方では、中小企業特に小さい事業者も額の範囲でマイナスなった分で比較するのが相当だろうと、こういうふうな基準にいたします。そういうことと同時に、実際まだ集約しておりませんから今これから今日からそれぞれの業者に通知をして、それぞれの申請をもらう。申請の中身については、どのような結果が集約されるか分かりませんが、万が一予算を不足きたした場合は6月で追加補正をする、こういう考え方を持っております。ですから今持っている金で大体間に合いそうだなというふうな概算を予算化しておるところですから万が一不足をきたした場合には増額の考え方を持っていると、こういうことでございます。

それから審査関係で大変時間が要するんじゃないかと。事業者の方々ですから毎月の経理精算はできていると思いますけども、それぞれ記載されてくる申請の中にくる事業費はそれぞれある程度こちらは本人の申請に基づくものと、こういうふうな考え方で対処していくと、こういうやり方になります。ただ、スピーディーに物事を済ませるために課の職員が一体でやれと、こういう指示をしてありますので、課の中での人数動員をしながら早いうちにこの数字をまとめたい、こういうふうな考え方でおりまして、もちろん交付も早いうちにしたいと、こういうふうな考え

<p>議 長</p>	<p>方であります。</p> <p>私の方から、町長でも税務財政課長でもどちらでもいいんですけど、資料ナンバー4を見ていただければ厚沢部町税条例の改正概要というふうなので、この件で佐々木議員が言っているとおもいますけれども、上から5段目にかけて令和2年2月1日から令和3年1月31日までの納期限を適用したと。この間に収入が減収している業者については、町税を猶予するというふうな運びなんですけれども、それをさらに①については、前年同期比概ね20パーセント以上の減少した場合について徴収を猶予するというふうなことで佐々木議員が言われたと思っております。それで町長は税の場合と奨励金の場合で金額とパーセンテージのことで違うというふうな答弁でしたが、その件について今一度、もう少し詳しく説明をお願いします。</p>
<p>議 長 税 務 財 政 課 長</p>	<p>税務財政課長</p> <p>専決処分をさせていただきました税条例の関係の改正でございます。資料ナンバー4の方で後に説明することとなっておりますが、こちらの改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして条例も関連する部分を改正したものでございまして、こちらの20パーセントですとかこちらの納期限につきましても地方税法の中で広く規定されているものでございます。今のこちらの中小企業の奨励金の方はまたちょっと別な考え方と言いますか、必ずしもこう整合性を問うということの意味ではないと言うか、税法上に則ってそちらを規定している、ゆだねられている厚沢部町税条例を税法の改正によって改正したもので、こちらの制度の内容とリンクするかということ必ずしもリンクしないというのが、今のお答えになるかなと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上です。</p>

<p>佐々木議員 議長 議長 山崎議員</p>	<p>10番 佐々木議員 概ね理解しました。町内業者においてはですね、コロナショックで本当にダメージが大きいもんでないかなと思っております。今後行政としましてですね、ぬかりのない万全なる取り組みをですね、切望するものです。よろしく願いいたします。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>2番 山崎議員 今の一つは、この新型コロナの終息、これをどのように認識をしているかということをもまず前段で町長の考えを聞かなきゃならないわけではありますが、この議案の2,700万円については異論ありません。ただ、この過程においてちょっと私質問したいと思いますが、一つは奨励金の交付要綱が示されましたが、この中には「新型コロナウイルス感染症の拡大・影響を受けた町内商工業者に対し、奨励金を交付することにより、経営の安定化を図ることを目的とする。」と書いてあるんですが、このコロナウイルスが長期にわたって終息しない場合には2年も3年も5年もしかかるんだとすれば、これをその都度この経営を安定するために、こういうような商工業者に対して奨励金を交付するという、そういう姿勢を持っているという、そういう意味なんですか。それとも今回のこれは、あくまでも国から来るいろんな感染の対象の地方臨時交付金とかってこういうような交付金の一過性のものっていうふうに考えたらいいかっていうことが、まず確認をしたいと思いますが。</p> <p>それと国もそうでありますけれども、町としましてはこの感染拡大防止のために業者に対して休業要請をした業者がございます。この業者の方々について、実際的にはどのように減収をし、</p>
--	--

どのような影響力があったのかについてということをお示しを願いたいと思います。

それと併せまして、町内業者が118業者があるというふうにして今示されましたけれども、その中に基幹産業である農業者というのが示されていないような気がしていますが、農業者も今日実は農協の方に朝出向きまして農業に対する影響力どうだということちょっと勉強していただきましたけれども、今の時点では明確な答えは何かないんですが、この出来秋にはかなりの影響力が出るだろうという、そういう農協の見方でありまして。実際的に今さかんに出荷されておりますアスパラについては、もうホテル関係が取引があまり活発でないものですから、かなり影響力が出ているように伺っております。そういうことでこの農業者に対するコロナウイルス対策の経営安定化に向けた手段としてどのようなお考えをお持ちか。

それとこの118業者、大変私は多くの厚沢部町内に事業者が誕生しているなって、活動しているというふうに思っておりますが、この50万円未満の減収に対して10万円、それから50万円から100万円に対して50万円、100万円以上の減収に対しては100万円の活動の経営安定する奨励金を差上げるという、そういうことで2,700万円ということが積算されていると思いますが、私の聞いている範囲ではその業者によっては何も影響力ありませんという業者が何件かその社長さんから話聞きました。こういうようなことをどういような形で仕分けをして交付するのでしょうか。なんだった3回より発言ないというものですからまとめてこう発言してしまうようなことなんですが、この三点について、1回目の質問として質問しますのでお願いしたいと思います。

山崎議員、もう一度簡潔に三点をもう一度ちょっと話してください。

議 長
山 崎 議 員

議 長
農 林 商 工 課 主 幹

まずいろいろ今回この奨励金を交付して経営安定化するというこの処置が、一過性のものか、それともこれからもし長く続くのであれば、来年も再来年も終息するまで、影響力あるまで続けるっていう意思があるのか。それか国の方の予算としてはそれを処置されている保障があるのかどうかということ。なかった場合は、単独で町行政の中から出すという、そういう覚悟あるかどうかということが、これ併せて。

それからこの町内業者に農業っていうものに対する対応策っていうもの、示されていないものから、これに対する出来秋に対してもし影響力出た場合は、農業に対する対応っていうものは、どのようなお考えなのか。

それとこの118業者に対して具体的に減収っていうふうに言われておりますけども、例えば118ですから、多くの業者があるわけなんで、なかなかそれをばらして私どもはそれ認知するわけにいきませんので、どういう人方が50万円未満とか50万円から100万円とかっていう三段階の対象になるわけでありましてけれども、そのへんのところの中身についてちょっとお知らせ願いたいと思っております。

農林商工課長

まず一過性か今後も続けるのかっていうご質問でございますが、今回新型コロナウイルス感染症の影響によりましていろいろと飲食業中心にですね、急激に悪化したところでございます。そういう急激に悪化したものに対して今回奨励金という形でもって支出するっていうように考えているところでございますので、今後も続けるのかどうかということにつきましては、今後の経過を見ながら考えていくことになってくるのかというふうに思っております。

<p>議 長</p> <p>農 林 商 工 課 長</p>	<p>それから、118業者の内訳でございますが、先ほど申し上げましたとおり医療・飲食・観光等そういうもので118業者というふうに考えております。一応うちの方の試算としましては、10万円未満の方々は58事業者、それから50万円以上100万円未満の方が46業者、100万円以上が14業者っていうふうに一応試算しております。</p> <p>農業者の方々の支援の関係でございますが、実は国の方では農業者に対しても持続化給付金っていう枠の中でまず措置されているところでございます。日銭を稼ぐような野菜等そういうところに対してですね、花等の業種に対して措置されたのかなっていうふうに思っているところでございますが、農業というのはあくまでも出来秋で大体決まってくるっていうようなこともございます。コロナの影響が出てくるのかどうなのかっていうのは、今後推移を見ていかなければいけないことなのかなっていうふうに思います。ただ、町の中ではですね、共済制度っていうものも十分農業に対して措置しているところでございます。所得とか価格に対しての助成ではございませんが、現在は収入保険制度っていうものもございまして、それらに対しては十分その中で対応できてくる予算ではないのかなっていうふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>農林課長、山崎議員の再質問の前に今の58件、46件、14件というふうなことの商工会のアンケートか何かだと思んですけど、その積算根拠はどういうふうなことからこの数字が出てきたかっていう説明をお願いします。</p> <p>失礼しました。一応前回5月の連休前に調査させていただきましたコロナに対する影響額調査っていうのを実施しております。有効回答数は27件と非常にちょっと少なかったわけなんです</p>
-------------------------------	--

<p>議 長 山 崎 議 員</p>	<p>が、その同業他社をですね、把握した中で今回同様の被害程度額が出てくるであろうというふうに想定して積算しております。</p> <p>2 番 山崎議員</p> <p>10万円を給付する58社、それから50万を46社、それから100万円を14社、今示されましたけれども、実際この中で影響力ない業者もたくさんいるんでないかと私は思っているんですよ。ただ、今回のこの奨励金というのは、その損益は補填するって意味だけでなく、やっぱりコロナ対策っていうことだろうと思うんです。そこでですね、ただ私聞いている範囲には、この町から休業要請を、例えばうずら温泉であるとか道の駅だとか、「休みなさい」ってこういうふうに要請されて営業を休んでいる、そういう業者もいるわけですから、その業者ってというのは、かなり影響力があるっていうふうに聞いております。これはどういうふうな形で行政として認知されておりますか、この休業された業者に対して。そしてこれは、私はこういう業者ってというのは特別にやっぱしね、ただこれ一律10万円だ、50万円だ、100万円だ云々でなくて、やっぱしこれ、行政として指示したわけですから、これに対して何らかのやっぱし対策を執るべきだと私は思うんですが、これに対していかがでしょうか。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>町長</p> <p>まず先ほどお話ありましたコロナの終息について、これは当たり前の話ですけどわが町は幸いにしてこの中には1人もでなかつた、こういう今現在ですね。今後もこれ、町内からでてほしくない皆さん方とともにこの防御態勢を敷いていくと、こういうことになります。特に今国・道の重点的な指定区域から外されますけども、じゃあ従来からの安易な動きでいいかということ</p>

は、これはうちの方にコロナを絶対呼びこまないという考え方の中では、重点的にこれは、これからも町民そのもの考えていく必要があるし、皆の運動であると、こういうふうに思っております。特にですね、今山崎議員が言われた強制休業された業者おります。厚沢部町も何件かあります。この強制休業されたものにつきましては、それぞれ国の特約あるいは道の支援、あるいは今の全体の支援、こういうものがあるわけですし、この特約で休業したようっていうものは、いずれこの期間の休業認定者ということで本人の方からいろいろなこの制度の持続可能性、国ではいっぱい資金関係から、無利子関係から、補助事業から何かからそういうものはいろいろ出てますから、その対象者になるということですから、今度例えば今お話ありましたうずら温泉だとか飲食店の方々、全部休んでいるの方々、こういう方々につきましては、おそらくこのくらいの資金が必要、このくらいの支援が必要というふうな中でそれぞれが今こういういろいろな制度ある中で申し込んでいくと、こういうことになるかと。ですから今もうすでにそういう国の金、補助申請している業者もありますし、いろいろなそういう何て言いましょうか、これからのそういう制約された方々については、特別な枠があると、こういうことであります。ですけども、やはり本人申請ということになるわけですから、こういうことも踏まえて担当の方では、積極的にこれらを活用するようにということで今進めているところでございます。

それから、この奨励金が今こういう国の制度の中で一過性でやっているんだらうと、もし来年、再来年もこういうことが出てきたらうちはどうするんだと、こういう質問だと思います。私はやはり国がもし、これからの流れの中で国がもし、そういうその支援制度があるかないかは、これは分かりませんが、仮になくともわが町は万が一そういう事態に発した場合には、

<p>議 長</p>	<p>んな中で今回担当の方では、今マイナス調査の中では当然戸数も出てくるでしょうから、全面やったというのは、やはりそれぞれのお店が休んだ経緯の、おそらく写真だとかそういうものは添付せよというふうに道の方から来ると思いますから、そういうものの証拠写真を付けて道の全面休業に対する支援というものの対象になると、こういうことですから。町が休業してくださいどうのこうのってこういうことではありませんけども、今お話ありましたように道は国からの指示、道から町に、それぞれにこういう業種によって休業してほしい、こういうふうな要請をそれぞれしたところがございますけど、残念ながら休業を全くしなかった業種もありました。そういう中で完全に山崎さんが言うように休業した店については、いろいろな道なり国の支援を町としても押し上げていきたい、こういうふうな考え方でおります。全く町がしないよということになりません。全く完全に休業したから是非あげなさいと、こういうふうなことで町の方は指導体制をしていくと、こういうことになろうかと思えます。</p>
<p>議 長 農 林 商 工 課 長</p>	<p>町長はそこまで把握はしていないですけど、担当の農林課長の方でそういうふうな要請をした業者というのは、厚沢部町内に何軒くらいあるのかというのを答弁をお願いします。</p> <p>農林商工課長</p>
<p>議 長 農 林 商 工 課 長</p>	<p>確かに完全に把握しているかどうかと言われますと、実際のところ把握しておりません。ただ、やはり私の聞いている中では7時以降のアルコールは出さないよっていうふうに言ってきたところや、スナック等につきましては、間違いなく休業要請に協力しているっていうことも聞いておりますので。</p> <p>町がそういうお店屋さんなり業者なりに要請した件数は何軒ありますか。</p>

<p>議 長 農 林 商 工 課 長</p>	<p>町が要請したって言うかですね。 道の要請の代行をしたわけでしょ。 町としては、しておりません。道から休業要請のパンフレットが町の方にまず届いたものですから、商工会の方にお渡しして商工会の方から全業者にお知らせしたっていうところでございます。それ以降の中身につきましては、中によってではですね、直接私の方に照会来た方々が数名いたってことはあります。</p>
<p>議 長 議 長 山 崎 議 員</p>	<p>はい、分かりました。 2 番 山崎議員 実際に厚沢部町はこのコロナウイルス対策って言うか、対応の仕方はどっちかと言えば遅い方だったような気がします。 一つは、町内の町民の方々から、「まだうずら温泉が営業している。よその町はとっくに閉鎖しているのになんで厚沢部は営業しているんですか。」って、そういう実は声もありましたし、また、道の駅だって「よそがとっくに休業しているのになんで厚沢部町が道の駅でって多くの人が出入りしている。」っていうことを対応としては遅いっていうことでお叱りを受けた経緯あります。問題はやっぱり、今町長も言われましたように町からやっぱりそういう感染者を出さないっていうことがまず第一だろうというふうに思っております。ニュース等でも流れましたけれども、感染をして終息をして完全に退院して治ったんだけども後から風評被害って言うか何かしら悪意に満ちているようなそういう見方がされるわけなんですよね。だからそういうことないように本町からは絶対そういう原因を作らないような形でこれからお互いやっぱし気をつけながらや</p>

議
町

長
長

っていかなきゃならない。このコロナウイルスは先何年かかるか分からないですよ。専門家がまだ終息するのに2年先だろうという、だから町長さっき言ったようにウイルスの薬出来るまでには5年、6年先になるかもしれないです。それ、出来ないうちは完全に終息したって言えないわけなんですよ。ですから、それに対してやっぱし十二分な要望をしなきゃならないっていうふうに思います。是非私は町長にお願いしたいのは、是非町長、町長の顔写真入りで町民に訴えてくださいよ。町の広報なり通してですね。今こういう状態で感染するんでお互いに気を付けてくださいって。俺だったらそういうようなね、ものはね、大事だと私は思うんです。ですから町長は特に多くの場所に出入りしますし、出張しますので、そういうことでね、やっぱし注意をしてもらいたいと思います。副町長もその通りだと思うし、いろんな方々が、職員方出張する時でもまずそれを第一にしてやっぱし最善の注意を払う、我々も議員もそうですけどもね、そういうことをやっぱし啓蒙する意味で是非町長には、事態は今どうなりの終息っていう形で出されると思いますけども、注意はね、やっぱし毎日要注意ですよっていうことを是非町民に訴えてほしいなというように、そういう気持ちでおりますけども、町長の今後の考え方がでしょうか。

町長

今山崎議員が言われるように厚沢部町の対応が遅いんじゃないかと、こう実は今発言あったわけです。それとまた道の駅も遅いと、こういうふうなお話。実を言うと私は江差の方々から「厚沢部の道の駅の閉鎖の仕方、一番いい。江差は何もやっていなんだ。」と、こういうふうな言われ方して実は「厚沢部みたいに完全に中に入れないというふうな対策は大変いい。」と、こういうふうに直接言われました。どの程度を早いのか遅いのかちょっと分かりませんが、ただ条

件的には私の方としては、道の駅は完全閉鎖をしたところではありますが、閉鎖するまでの間は、あそこは厚沢部町の小規模農家の販売場所でもあります。毎日の販売の中で、「町長、あそこだけは休まないでね。」と言われる農家の奥さん方もありまして、なるべく対策をしながらでも続けたいなというふうな気持ちは持ってましたけども、やはりうちの方だけ開きますと集中してきますから、それは最も危険なことでありますので、国道から閉鎖をしたと、こういうふうな経過もあります。

それから、奨励金の関係もですね、あるいは農家の支援の関係も新聞屋さんもおりますけども、厚沢部町は一番先に乗ったはずですよ、新聞に、対策は。これが一番いい効果を出す対策はどうかといういろいろな各町の方策も見ながらですね、厚沢部には最高の効果を出す方法を選んだと、こういうふうな考え方でおりますので、遅いといことについての考え方は、そう思う方もおられるかもしれませんが、順調に進めてきたなという考え方はしています。それと同時に最後の感染対策、これはもう当然であります。これから今オープンになりますといろんな問題、今日私、マスクはしていないんですけど、本当はマスク持っています。持っていますけども、議員さんにお話する非常にモゴモゴなるんで実は外しものを言っていますけども、この感染対策というのは、これからも特にわが町にはこども園が今新しくありますから、このこども園からの発症は絶対なくするよということの対策も進めておりまして、今日の新聞等ではこのこども園とは別に福祉施設、老健施設、うちの方はゆいまーるだとかいろいろまな施設があるわけであり、これらの対応も国が考えると、こういうふうな新聞に出ておりました。こういうことも含めてわが町はどんどん入れながらですね、最高の対策をして参りたいと、こういう風に思いま

<p>議 町 議 議 上 戸 議 員</p>	<p>す。ただ、この感染というのは、山崎議員もご承知のようにどこからどういうふうに入ってきた っているのは、なかなかこれはつかみづらい対策でございまして。目に見える感染ならすぐ分か るんですけども、目に見えなく、しかも1週間、2週間後でなければ分からないというふうなこ の厄介なこの感染についてはですね、ことごとく皆さんようにどんな場所でもマスクをしながら 手洗い、こういう3つの密を防ぎながらこれからも対応していきたい、こういうふうにするところ ろでございまして。</p> <p>それから、最後のお話ありました、一番出張するのは町長だろうという話でありましたけど も、出張は3月から一度もどこも動いておりません。幸いにして道でも国でもこの間の出張・会 議・理事会等は行っておりません。全部中止されております。一度も出ておりませんのでそのへ んもご承知をお願いします。</p> <p>あと町長、広報あっさぶ等でコロナに対して啓蒙活動の顔写真を出してそういうふうな啓蒙活 動をする考えはないかと。</p> <p>普及啓蒙活動はですね、私は広報であろうと新聞であろうとなんでも活用しながらやろうと思 っています。とにかくどれが一番目に付くのか、どれが一番実行しやすいのか、そしてどれが皆 さんの納得のできる対策になるのか、こういうことも含めてですね、厚沢部は広報であれ全ての 報道機関を通じながらも対策を練っていくと、こういう考え方でおります。</p> <p>ほかに歳入・歳出全般について質疑ありませんか。</p> <p>7番 上戸議員</p> <p>一、二点ちょっと伺いますけども、奨励金の交付要綱に関係するものなんですけども、商工</p>
---	---

議 長
農 林 商 工 課 長

業者の申し込みの期日が6月1日から1か月間ということで、この要綱に記載されてますけども、この商工業者に通知する方歩は、どういうふうな方法を考えているのか。

それと二点目として、6月1日から順次申請があると思うんですけども、申請が受理した段階ですぐ交付するものなのか、それともまとめて交付するものなのかそのへんの支出の方法。これが二点目です。

それから第4条に関係するものでありますけども、奨励金が10万円・30万円・50万円というふうにして決められていますけども、先ほど農林商工課長も不足した場合は、補正を組むというような話あったんですけども、4条の最後の方に予算の範囲内において交付するというふうに書いてありますけども、この意味合いというのはどういうものなのか。この三点、伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

農林商工課長

まず一点目の通知方法でございますが、今回議決されましたら速やかに郵送にてそれぞれこちらの方でおさえております118業者につきましては、郵送で申請書を送る予定としております。また、それ以外の漏れのある業者もないとも限りませんので、それにつきましては、広報もしくはホームページ等で周知を徹底して参りたいというふうに考えているところでございます。

それから、受理したらどのように支出していくのかっていうことでございますが、今ここについてはですね、内部でもいろいろとしっかりと整理しておりません。ただ、速やかにですね、申請挙がってきたものに対しては、支出していきたいというふうにかんがえておりますので、一応そういうことでございます。

<p>議 上 戸 議 員</p>	<p>不足した場合ってということで、予算の範囲内でいうふうになっておりますが、もし不足した場合ですね、たぶん後半に出された方々がですね、速やかに出せなくなってくる可能性が出てくるのかなっていうふうに考えております。一応申請を挙げていただいて、補正がとおった時にですね、速やかに場合によってはそういう方々に対しては支出していくってというような考え方になるのかなっていうふうに考えております。</p> <p>7番 上戸議員</p> <p>最後の方、説明ちょっと理解しなかったんですけども、2,700万円を超えた場合は補正を組んでから出すような言い方に聞こえたんですけども、出来れば補正組んでまた議会通してから支出するっていうことでなくて、その前に出せる方法がないかどうか検討してなるべく速やかに</p>
<p>議 町 長</p>	<p>出していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>町長</p> <p>今上戸議員の方から三点ほどの質問の中で一点については、行政通知は速やかに郵送で確実な通知はすると、こういうことであります。</p> <p>それから、申し込みの処理という、来たものですね、来たものの処理は早くせよと、こういうことでございます。要綱の中でも10月31日をリミットにしていますから、今早急に皆さん方に通知はしますと。6月定例会の前にだいたいまとまるだろうと。そういう中ではみ出すのか、これで間に合うのか、このへんが、ラインが出ると思いますから、そのへんを考えながら、いずれにしてもこの予算は、私はこの要綱の中で予算の範囲内という言葉ありますけども、それは今の予算の範囲内であって追加する予算というのはいくらでも追加なりますので、その予算の範囲</p>

<p>議 長</p>	<p>内で進めていくと。決して奨励されない方が出ないようにこの期間内では全ては処理したい、こういうふうを考えております。いずれにしても早いうちに速い行動で、そして万が一は6月の定例会にもお願いをすることがあるかもしれませんが、いずれにしてもそんなスピーディーな進みをしたいと、こういうふうに思っております。</p>
<p>議 長 町 長 議 長 高 田 議 員</p>	<p>上戸議員聞いている支出の方法について町長はこういうふうを考えておられるか。申請が挙げられた時点でその都度、ある程度まとまったものを月末で締めきってその月ごとに支出していくのか、そこらへんもちょっと話していただければと思います。</p> <p>どうぞ、町長。</p> <p>今10万円の支出もそれぞれ今週集まったものいくら、信用金庫に送り出してやって信用金庫からまた電算に入って、それぞれの口座へ送り込むと、こういう格好であります。ですから、これらについても1日1日来たからこうっていうと事務が大変煩雑になります。ですから、5日なり10日なりを集約して、そして振り込み方式で払いたいと、こういうふうな考え方をしています。</p> <p>9番 高田議員</p> <p>だいたい皆さん質問されたんで私ほとんどなくなったなと思っていたんですけど、ただ今回まず町が奨励金ということで出していただくということには本当に各事業者、これについてはありがたいというふうに思います。ただですね、今回は1月から4月の売り上げを見て、昨年と比べてという捉え方をしておりますが、このコロナは今後まだまだ続くというのが、誰考えても当たり前のことだと思うので、是非今後の5月以降の売り上げ等々についても特に今見なければなら</p>

<p>議 高 議 議 議 議 議 議 議 議</p> <p>田 議</p> <p>長 員 長 長 長 長 長 長 長 長</p>	<p>ないのは飲食業者、宿泊業者、そしてその飲食に酒類を提供している業者というところが、特に落ち込みが激しいっていうふうに思うんです。そういうところについての目配りって言いますか、是非今出したからこれでいいだろうということではなく、毎月ひと月ごとが各事業者、生きていくのが大変というくらいの今状況にあるというふうに思うので、先ほど町長、今後続いた場合は町単独でもやるというふうに言っていたので、まだそこにはいかななくてもいいぐらいの予算があるのではないかというふうに思うんですが、かつ国としてもそれなりの対策をとっていただけると思うんですが、そのへんの目配り・気配りってというのは是非今後もよろしく願いして、また考えていただきたいというふうに思います。</p> <p>答弁はどうします。</p> <p>答弁はよろしいです。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）</p> <p>それでは、質疑を終結します。</p> <p>討論に入ります。（ありませんの声あり）</p> <p>討論を終結します。</p> <p>議案第1号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。したがって議案第1号 令和2年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。</p> <p>審議の途中ですが、11時20分まで休憩します。（11：11）</p>
--	--

議	長	休憩前に引き続き議事を続行します。（11：20）
議	長	日程第6 議案第2号 防災行政無線施設整備工事請負契約の締結について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
総務政策課	長	総務政策課長
		議案第2号の防災行政無線施設整備工事請負契約の締結について、ご説明いたします。（議案
議	長	内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので質疑に入ります。
山崎	議員	2番 山崎議員
		いや、この案件については異議ありませんけれども、ちょっと説明求めようと思いますが、具
		体的にこの整備してこの工事はこうなると、例えばこういうふうになるんだよとあって、そのへ
議	長	んのところちょっと説明お願いできますか。例えば今どう変わりますか。
総務政策課	長	総務政策課長
		今アナログ方式でやっております。令和4年にデジタル方式に変更になります。その令和4年
		過ぎますと今の方式では通信ができないということでデジタル化しようとしているものでありま
		す。範囲につきましてはですね、届く範囲につきましては、現在と同じであります。ただ、一
		部、例えば清水のですね、ちょうどゲートのあるあたりから受信が困難であるということでござ
		いますけれども、ただ今回この車載携帯型で2台っていうのがですね、今の総務の住民運動で管
		理しています軽トラと、それから交通安全のセットカーに車載しまして、例えばそういう繋がり
		にくいところに1台、車を中継として置いてそれからまた若干の距離伸ばせるものですから、そ

議	長	ういう手法ですね、一応町内全域をカバーして参りたいなという内容であります。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第2号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。
議	長	（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって議案第2号 防災行政無線施設整備工事請負契約の締結について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第7 議案第3号 重点道の駅あっさぶトイレ新築建築主体工事請負契約の締結について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	農林商工課長
議	長	議案第3号の重点道の駅あっさぶトイレ新築建築主体工事請負契約の締結について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので質疑に入ります。
山	員	2番 山崎議員
崎		提案に対しては異議あるものではないんですが、ただ私の考えの重点道の駅の整備計画っていうものが、私自身で考えているんですが、それはトイレと同時にやっぱしあそこに多くの人に寄

議
町

長
長

ってもらって道の駅を利用してもらうって、それを一体とした事業として私は考えていたんですけど、今回は立派なトイレだけが重点的に示されましたけども、それに併せた工事っていうか、その開発計画っていうか、それをどのようにお考えですか。それとトイレっていうのは一体化になっているのかをお知らせ願いたいと思いますが。何かトイレだけが突出して立派なものに写真見ると出ているんですが、ただ私心配しているのは、かつて長万部はものすごい立派なトイレのあるドライブインがありましたけども、それが閉鎖しましたね。もう車が寄らないで違う方に行ってしまう。だから、重点道の駅は十分分かるんですが、立派なトイレも分かるんですが、ただ、トイレだけで用足してさよならしてもらったら厚沢部っていうのは困るわけなんで。それで付帯したね、何かね、仕掛けを必要だと思って。それと一体化されたこのトイレの建設かどうかっていうことをまず確認したいと思います。

町長

この契約については、このような内容でございますけども、今整備をしようという道の駅のトイレ、これはこの説明資料の中に付いております。これらについては、今国交省の重点道の駅という指定地になっているわけです。たまたま、北海道で当時は指定になった時は4か所あったと思いますが、北海道の大きな道の駅が、ほとんどが対象。この重点道の駅というのはそういう大型の観光地での道の駅というのは、ほとんどが指定された。ただ、たまたま運がよく厚沢部のこの小さな道の駅もラッキーに指定受けることができた、こういうことであります。この道の駅そのものの指定の条件の中にこのトイレというのが一番先の条件なんです。それもしかもしトイレを造るのは24時間営業のトイレだと、こういうことです。トイレの数についても国交省の基準

の中でこの227号線のあそこを通過する人のカウントして、計算をした中でのトイレの数が必要と、こういうふうな、何て言いますか、採用規定があるわけです。ですからうちの方は、5つあればいいよ、30必要だよとかこっちの方の話じゃなくて、国交省のその基準に沿った数のトイレを設置しなきゃいけないと、こういうことでもあります。したがって、このトイレを建てるのも国の方は65パーセントの補助するよと、こういうふうな、あとの残りについては、起債でカバーするよと、こういうふうなことで大変私どもの方では、持ち分の少ない建設・整備になるわけで、そういうことの中でですね、今このトイレは第一弾、そしてご案内のように今今朝も担当の方とお話していましたが、今現在のグリーンプラザ227の建物が大変な雨風によって雨が入ると、こういうふうな状況になってきたというふうな担当の方から聞いてました。これも改修するのが、どのような改修がいいのか、ただ今のまま窓・壁を取り換えて、そういうふうな方法になるのか、やはり専門屋の意見を聞きながらこれからも整備計画を持ちたい、こういうふうに思っています。

また、今山崎議員が言われたように、この重点道の駅に指定されたこの地区は227号線の最重点事業でありますから。この中で今言われたようにトイレとグリーンプラザ227だけではやはり物足りない。こういう中でこれとの関連でサービスハウスを造りたい。これはこの建設省の方もこの事業にはマッチしない事業なんです。ということは、建設省の方はこの建物を使って商売してならんと、こういうふうな条件があるものですから、それでこのサービスステーションは作れない。したがって今こちらの方での計画の中では道の駅全体のスケールの大きな設備を持った道の駅にしたい。こういう中で中の方には地方創生事業の方で厄介になってものを建てて進め

	<p>ようと、こういうことで今協議をしているところでございます。残念ながら、5月のはじめに地方創生事務局の方との協議が予定されておりました。5月7日だったかな。それがコロナのこの指定ですっかりこれが中止になりました。いまだ内閣府と協議が出来ていない状況でありまして、若干これ遅れをもつのかなという懸念はしていますけども、いずれにしても全体構想というのは、そういうふうな国交省の制限、あるいは地方創生の歳入、こういうものを入れながら整備をしたいと、こういうふうと考えております。なおまた、このトイレの発注によって旧椰子の木の地盤がぐーんと下がって、あそこには町道一本、昨年だったと思いますけども、指定を受けた町道が一本入ることになっております。そういう町道も今後の整備の中で進めていくと、こういうことになろうかと思えます。</p>
<p>議 長 中山 議員</p>	<p>1番 中山議員</p> <p>今町長の説明で大体の今後の予想と言いますか、がつきましたけども、ちょっとこの図面を見ていただければ分かるんですけども、この中にさわやかトイレはそのまま存在しているわけです。それで来年3月までが工期ですので、その後のさわやかトイレの管理・運営というのは、どのように町としていくのか。それについて説明していただきたいと思えます。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>町長</p> <p>今ご指摘ありましたこのさわやかトイレ、実は大変な傷み方があります。特に上にある天窓が、全てガラスが、8枚あるうち1枚だけひびのない、あと全部割れが入ったというふうな、こういう状態で。ところが、なかなか素人が直せる窓ではないということ。こういうふうな造りになっておりまして、これらの痛み、あるいは再整備というのはなかなか面倒だと。それで今この</p>

議	長	せっかくすぐそばにこのこういうトイレが出来るわけですから。これを今のさわやかトイレの一部を替えたいというふうな考え方。したがって今国の方との協議しておりますので、さわやかトイレは、完了時点で解体すると、こういうふうな進めしようということで今協議をしている最中 であります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第3号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。
議	長	（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって議案第3号 重点道の駅あっさぶトイレ新築建築主体工事請 負契約の締結について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第8 議案第4号 財産の取得について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
病 院 事 務	長	病院事務長
議	長	議案第4号の財産の取得について、ご説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので質疑に入ります。
高 田 議 員		9番 高田議員
		オーダーリングシステム機器ということですので、ソフトもハードも含めた内容ということだ

<p>議 病 院 事 務 長</p>	<p>長 院事務長</p> <p>と思うんですが、予算の時で確認すれば良かったんですけど、その内容について御説明いただきたいのと、今後の耐用年数っていうのはどれくらいになるんですか。</p>
<p>議 議 議 議 議</p>	<p>高田議員おっしゃりますとおりシステムのソフト及びその周辺機器ということの更新でございます。周辺機器につきましては、まずクライアント端末機器ということで、各部門に、例えば検査室・レントゲン室・外科審査室等15台の端末機器、それと使用不可能なプリンタの更新ということで7台分、それと本体のサーバーですね、データを蓄積するサーバー機2台。それと医療情報の連携ということで、道南で運用しておりますID-Linkとの接続サーバー、こちらも今回更新するということになります。それで耐用年数につきましては、おおむね5年ということで想定しております。</p>
<p>議</p>	<p>長 以上です。</p>
<p>議</p>	<p>長 ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）</p>
<p>議</p>	<p>長 それでは、質疑を終結します。</p>
<p>議</p>	<p>長 討論に入ります。（ありませんの声あり）</p>
<p>議</p>	<p>長 討論を終結します。</p>
<p>議</p>	<p>議案第4号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。</p>
<p>議</p>	<p>長 （異議なしの声あり）</p>
<p>議</p>	<p>長 異議なしと認めます。したがって議案第4号 財産の取得について、原案どおり可決されました。</p>

議	長	日程第9 承認第1号 厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、
議	長	議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
議	長	承認第1号の令和2年度厚沢部町一般会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることにつ
議	長	いての専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	承認第1号、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これにご異議ありませんか。
議	長	（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって承認第1号 厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を
議	長	求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第10 承認第2号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
議	長	ることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
議	長	承認第2号の厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについ
議	長	て、説明いたします。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第2号、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これにご異議ありませんか。
議	長	（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって承認第2号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決
議	長	処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	以上で、本臨時会に提出された案件の審議、全部終了しました。
議	長	これをもって、会議を閉じたいと思います。
		令和2年第2回厚沢部町議会臨時会、閉会します。御苦勞様でした。（12：02）

上記の会議録は、厚沢部町議会事務局長 森 理生、総務係 吉田 友耶の2名によって記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長
署 名 議 員
署 名 議 員